

新報』第二卷第四号（大正八年五月）所収の隨筆「一隅より」においても小倉について書いています。

⑩ 補遺・帝國美術院創設と本校

大正八年の帝國美術院創設に關しては第二卷794頁に概要を記したが、後日新資料の発見により、本件が本校改革問題と密接な關係があつたことが判つたので、ここに補足して置く。

この資料は東京美術学校名入り野紙三十六枚に毛筆で清書されている。第一枚目に

本校規則改正ハ數年來ノ懸案ニ有之候處種々考究ノ結果現在ノ本校ヲ廢シ新ニ東京美術専門學校東京美術工藝學校ノ二校ヲ置クヲ可トシ且之ニ伴ヒテ美術審査委員會ヲ廢シ帝國美術院ヲ置クヲ必要ト認メ候ニ付左ニ之ニ關スル諸案ヲ具シ高裁ヲ仰キ候也

大正七年 月 日

東京美術學校長 正木直彦
美術審査委員會主事

文部大臣 岡田良平殿

と記されているところから、大正七年作成の上申書の控えであると考えられる。第二枚目以降は「勅令案」（東京美術専門學校、東京美術工藝學校設置に關する）、「東京美術専門學校規則案」、「東京美術工藝學校規則案」、「勅令案」（帝國美術院設置に關する）、「帝國美術院規程案」から成り、別に「帝國美術院規程案」の草稿一冊（東京美術学校名入り野紙七枚に墨書、訂正入り）が添えられている。

先ず、東京美術専門學校規則案の骨子は、本科に日本画科、西洋画科、彫塑科を置き、毎年一回の進級競技によつて進級の可否を決定し、学科は十科目中から選択することとする。別に二学年間の普通科を置き、各本科に進む階梯とする（但し、普通科卒業程度の実技、学科試験に合格した者を直ちに本科に入學させることもある）。普通科の科目は修身、日本画、西洋画、塑造、美術史、人体解剖、遠近法、文学、体操とする。なお、従来のような入學資格中の年令制限は廢止する、というものである。

次に東京美術工藝學校規則案の方は、本科に図案科、鍍金科、彫金科、漆工科、製版写真科を置き、各年限を三年とする。別に二年間の普通科を置き、本科に入る階梯とし（但し書きは前者に同じ）、その科目を修身、絵画、彫塑、図案、美術史、用器画法、文学、体操とする。本科に選択科目は置かない。入學資格中の年令制限廢止は前者に同じ、というものである。

帝國美術院規程案の骨子は、文部大臣の管理に属し、帝國の美術および美術工藝の發達を図り風教を裨補することを目的とする帝國美術院を新設し、會員（勅任待遇）および補員各三十五名を置く（外国人は客員とすることができる）。文部大臣は同院に諮詢することがあり、同院は決議事項を文部大臣に具申することができる。同院は毎年一回美術展覽會を開き、同院會員が審査する、というものであるが、特に注目すべきことは、上記二校との關係を明記した次の条項である。

第十條 帝國美術院ノ會員ハ當該部會ノ議決ニ依リ東京美術専門

學校長又ハ東京美術工藝學校長ト合議ノ上毎年交替シテ每週一回以內兩校生徒ノ製作ヲ批評添削シ及其競技又ハ試験ノ成績ヲ審査スルモノトス

東京美術専門學校及東京美術工藝學校實技ノ教授及助教授ハ其在職中帝國美術院ノ會員ト為ルコトヲ得ズ 但補員ハ此限ニ在ラズ

第十二條 帝國美術院ニ院長一名、部長四名、幹事二名ヲ置キ其任期ヲ三年トス

院長ハ總會ニ於テ部長ハ部會ニ於テ會員中ヨリ投票ヲ以テ之ヲ互選シ文部大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十五條〔中略〕

會員中東京美術専門學校及東京美術工藝學校生徒製作ノ批評添削及競技審査ニ従事シタル者ハ同校ヨリ手當ヲ受クルコトヲ得

〔中略〕

第十七條 帝國美術院ニ書記二名ヲ置キ東京美術専門學校及東京美術工藝學校所屬ノ判任官ヲ以テ之ニ充ツ

『黒田清輝日記』には右三案をめぐる黒田、久米桂一郎、正木直彦、大村西崖らの動きに関する記述が散見する。大正六年九月二十七日には「正木主事トアカデミー及學校ノ事ニ就キ談合シ三時退出ス」とあり、翌七年二月十八日には「午前十時過久米君入來 校長ノ起草ニ係ル帝國美術院規定ノ修正ニ就キ協議ヲ遂ゲ午餐ヲ共ニス」とある。黒田らは大正五年の本校改革運動の際に改革派が提起

した改革条項を盛り込んで本校を大改革し、また、自立性のある帝國美術院を新設して美術専門學校・美術工芸學校との関係を明確にし、アカデミーとして機能させるべく画策していたのであるが、何故にか、本校の大改革は実効を見ず、帝國美術院の新設のみが実現した。なお、美術専門學校と美術工芸學校は別個に置くべきであるという考えは、明治三十二年における黒田清輝の本校改革意見書（本書第二卷45頁参照。のちに原本が東京国立博物館所蔵黒田清輝資料中にあることが判明した。）に記されており、その考えが大正七年のこの時点まで継続されていたことが、本資料によって判る。